

# 時津町利用者負担額（月額保育料）

◎令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。

◎2人目は半額【（ ）内の金額】となります。

（単位：円）

階層	階層区分	利用人数	1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園 認定こども園 (教育部分)	保育園 認定こども園(保育部分)			
			3歳以上	3歳になった年の翌年度4月以降		3歳になる年度の3月末まで	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯		0	0	0	0	0
2	市町村民税 均等割非課税世帯	1人目	0	0	0	0	0
		2人目	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
	ひとり親世帯等の場合		0	0	0	0	0
3	市町村民税 所得割非課税世帯	1人目	0	0	0	17,500	15,700
		2人目	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 8,700 )	( 7,800 )
	ひとり親世帯等の場合	1人目	0	0	0	8,200	7,400
		2人目	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
4	所得割課税額 48,600円未満	1人目	0	0	0	18,500	16,600
		2人目	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 9,200 )	( 8,300 )
	ひとり親世帯等の場合	1人目	0	0	0	8,700	7,800
		2人目	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
5	所得割課税額 77,101円未満	1人目	0	0	0	26,000	23,400
		2人目	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 13,000 )	( 11,700 )
	ひとり親世帯等の場合	1人目	0	0	0	9,000	9,000
		2人目	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
6	所得割課税額 97,000円未満	1人目	0	0	0	27,000	24,300
		2人目	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 13,500 )	( 12,100 )
7	所得割課税額 169,000円未満	1人目	0	0	0	41,500	37,300
		2人目	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 20,700 )	( 18,600 )
8	所得割課税額 211,201円未満	1人目	0	0	0	55,500	49,900
		2人目	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 27,700 )	( 24,900 )
9	所得割課税額 301,000円未満	1人目	0	0	0	56,500	50,800
		2人目	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 28,200 )	( 25,400 )
10	所得割課税額 397,000円未満	1人目	0	0	0	62,500	56,200
		2人目	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 31,200 )	( 28,100 )
11	所得割課税額 397,000円以上	1人目	0	0	0	68,500	61,600
		2人目	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 34,200 )	( 30,800 )

※1 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除（調整控除除く）前の税額となります。

※2 1号認定の市町村民税所得割額77,100円以下、2号認定の市町村民税所得割額の57,699円以下（ひとり親世帯は77,100円以下）の世帯は、給食費のうち副食費が免除されます。

※3 多子世帯の負担軽減について

【2・3号認定】

・小学校就学前の範囲において

幼稚園や保育園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額（ただし、第2階層に該当する世帯は0円）、3人目以降については0円

※保育所（園）入所申請児童以外の未就学のきょうだい児について、利用申込書等への記載・在園証明書等の確認書類の提出が無い場合は、多子世帯の負担軽減の対象とならない場合がありますのでご注意ください。原則、在園・利用の事実が確認できた月の翌月から多子世帯の負担軽減対象となります。

ただし、第5階層の一部（所得割課税額57,699円以下）以下に該当する世帯（ひとり親世帯等の場合は、第5階層以下）は、2人目・3人目の範囲の年齢制限が撤廃されます。

※4 毎年9月が利用者負担額及び副食費免除判定の切り替え時期です

今年4月～今年8月・・・前年度市町村民税により算出

今年9月～翌年3月・・・今年度市町村民税により算出